



Chiba Prefectural Government

令 和 5 年 3 月 8 日 農林水産部水産局漁業資源課 043-223-3606

利根川で採捕されるウナギの出荷制限指示解除について

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、国から出荷制限を 指示されていた利根川のウナギについて、放射性物質検査の結果、安定して国の 基準値*を下回っていることが確認されたため、原子力災害対策本部長に対し、 出荷制限の解除を申請したところ、本日付で解除されました。

※国の基準値:放射性セシウム濃度 100 ベクレル/kg

1 出荷制限指示日

平成25年11月12日

2 解除された日

令和5年3月8日

3 解除された品目(対象水域は別紙参照)

千葉県内の利根川のうち境大橋の下流*(支流を含む)において採捕されるウナギ ※印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦 並びに与田浦川については、当初から出荷制限の対象となっていません。

4 解除後の放射性物質モニタリング検査

県では、出荷制限指示が解除された後も、解除された品目の放射性物質モニタリング検査を継続して実施します。なお、検査の結果、国の基準値を超えた場合には、生産者に対し、速やかに出荷自粛を求めます。

◎解除された水域 (ウナギ)



- ※茨城県も同日付けで利根川(支流を含む)のウナギの出荷制限指示が解除されます。
- ※印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦 並びに与田浦川については、当初から出荷制限の対象となっていません。

◎原子力災害対策本部長からの指示について

今回の出荷制限の解除に係る原子力災害対策本部長からの指示内容については、 下記ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホームページ「これまでの出荷制限等の解除」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/2r9852000001ddg2.html

○解除された水域における令和4年の放射性物質検査結果

・検体数:84 検体(茨城県で検査したものを含む)

・放射性セシウム濃度の平均値:5.9ベクレル/kg

(国の基準値 100 ベクレル/kg)

○出荷制限指示等が継続している魚種

魚種	制限の範囲	国指示日又は県要請日
モツゴ	手賀沼	H24.3.12 県の出荷自粛要請
ギンブナ	手賀沼及びこれに流入する河川 (支流を含む) 並びに手賀川(支	H24.7.19 国の出荷制限指示
コイ	(支流を含む)並びに手賀川(支 流を含む)	H25.7.3 国の出荷制限指示

※県の出荷自粛要請:県の放射性物質検査で、国の基準値を超える放射性セシウムが確認 された場合、直ちに、県知事から関係漁協等に要請するもの

国の出荷制限指示:上記に加え、さらに汚染の広がりが認められる場合に、原子力災害

特別措置法に基づき、国(原子力対策本部長)から県知事に対して

指示されるもの